

インディラ・ガンディー係争: 子の改宗問題に歴史的判決

光成歩(京都大学東南アジア地域研究研究所連携助教)

一方当事者による改宗(unilateral conversion)と いう言葉が数年来、マレーシアの新聞を賑わせている。 一方当事者による改宗とは、夫婦関係の破綻の末、子 の親権を求める父親が自身とともに未成年の子を母親 (妻)の了承なくイスラム教に改宗させる事案を指す。 父親が改宗を既成事実としてシャリア (イスラム法) 裁判所で親権を確保しようとするのに対し、非ムスリ ムの母親は一般裁判所に子の改宗の無効を訴えるため、 どちらの裁判所が改宗の有効性を判断するかという管 轄問題が不可避の争点となってきた。シャマラ、スバ シニ、そしてディーパ、そしてインディラ・ガンディ ーは、いずれも(元)夫による子の一方的な改宗に抵 抗して裁判に訴えた母親たちの名だ。2018年1月29 日のインディラ・ガンディー係争への連邦裁判所(最 高裁判所)判決は、このような事案に対し、初めて子 の改宗の無効を言い渡したものである。

マレーシアでは、ムスリム (イスラム教徒)と非ムスリムが異なる家族法の下で社会生活を送っている。ムスリムには各州で定められたイスラム家族法条例が、非ムスリムには連邦法である結婚・離婚改革法が適用され、前者を各州のシャリア裁判所が、後者を連邦の一般裁判所が管轄している。イスラム教への改宗手続き規定は各州のイスラム関連条例にあるが、非ムスリム夫婦の一方が結婚継続中にイスラム教に改宗した場合、婚姻解消や財産分与、そして子の親権といった事柄を処理する包括的な規定はいずれの家族法も定めていない。

この問題を先鋭化させてきたのが、シャリア裁判所と一般裁判所の管轄問題である。マレーシア連邦憲法第 121 条第 1A 項は、マレーシアの一般裁判所がシャリア裁判所の管轄事項に管轄を及ぼさないと定めている。そして、2000 年前後から、一般裁判所は改宗事案においてこの憲法条項を理由に改宗の有効性の判断を避けてきた。この一例が、07 年 12 月に下されたスバシニ係争の連邦裁判所判決である。判決は、結婚・離婚改革法の下で登録された結婚について、たとえ一方の配偶者がイスラム教に改宗しても婚姻解消や子の親権の

認定はシャリア裁判所ではなく一般裁判所の管轄であるとした。一方で、未成年者の宗教の決定について定めたマレーシア連邦憲法第12条第4項の「親 parent」の語は単身の親を意味するもので父親単独での子の改宗は禁じられていないとし、改宗の有効性についてそれ以上の判断を行わなかった。この結果、スバシニや類似の係争を抱えた母親らは、子の親権を認められながらも、一方的に行われた子の改宗を既成事実として受け入れるよう迫られてきた。

インディラ・ガンディー係争の判決は、こうした状況に風穴を開けるものだった。判決は判事5人の全員一致で、一般裁判所の司法審査権が改宗の適法性を判断する管轄を有するとした。そして、改宗登録の手続きが(改宗が行われた)ペラ州のイスラム教施行条例に反していたこと、また、憲法第12条第4項の「親」は単身の親ではなく両親を意味するとした上で、母親の了承なく行われた改宗は憲法に反していたことを認定した。この結果、インディラ・ガンディーの3人の子の改宗は法的に無効と宣言されたのである。

連邦裁判所の判決は先例として下位の裁判所を拘束する。一方当事者による子の改宗事案の扱いは大きく変わるだろう。判決を受けて政府は、17年に頓挫していた一方当事者による子の改宗を防ぐ法改正の再検討を発表した。また、判決は、シャリア裁判所と一般裁判所の管轄問題一般に対する先例でもある。管轄問題に関する連邦裁判所の判断は揺れており、今後の判決の積み重ねが注目される。なお、法務長官室は管轄問題の解決を掲げて新部署を設置するとしており、法廷外の動向も議論に影響するだろう。

<執筆者プロフィール>

2014 年東京大学大学院総合文化研究科(地域文化研究専攻)修了。学術博士。専門はマレーシアの地域研究。近年は脱植民地化期のムスリム女性の社会的地位やインド系ムスリムを通じた南アジア地域との思想的連関を研究している。日本マレーシア学会(JAMS)運営委員。